２０２６年１１月１日

お客さま 各位

備前日生信用金庫

「非課税口座約款」等の改訂について

平素より備前日生信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、投資信託の制度変更に伴い、標記約款を改訂しますのでお知らせいたします。

改訂後の約款については、改訂前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますのでご了承願います。

当金庫では、今後もお客さまにご満足いただけるサービスの充実に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．改訂日

２０２７年１月４日（月）

２．対象となる約款

・非課税口座約款

・未成年者口座および課税未成年者口座約款

３．改訂内容

次頁へ掲載の条項を追加ならびに変更します。

以　上

本件に関するお客様のお問い合わせ先
備前日生信用金庫　営業統括部
電話番号：0869-64-4170
受付時間：月～金曜日 9 時～17 時（祝日の場合を除きます）

非課税口座約款について

（下線部分が追加・変更箇所）

改訂後	改訂前
１．約款の趣旨 (1)　この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が租税特別措置法第９条の８に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、備前日生信用金庫（以下「当金庫」といいます。）において開設する非課税口座（租税特別措置法で規定する非課税口座をいいます。）について、租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第２号、第４号、第６号および第 10 号に規定する要件および当金庫との権利義務関係を明確にするための取決めです。 (2)（略）	**１．約款の趣旨** (1)　この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が租税特別措置法第９条の８に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、備前日生信用金庫（以下「当金庫」といいます。）において開設する非課税口座（租税特別措置法で規定する非課税口座をいいます。）について、租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第２号、第４号および、第６号に規定する非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約の要件および当金庫との権利義務関係を明確にするための取決めです。 (2)（略）
２．非課税口座開設届出書等の提出等 (1)　申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 12 月最終営業日の 13 時までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第１号、第 16 項および第 25 項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの（以下「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」といいます。）、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」）をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の３第 25 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第３項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 44 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 　ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」を提出する場合については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月１日から再開設年または再設定年の９月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」	**２．非課税口座開設届出書等の提出等** (1)　申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 12 月最終営業日の 13 時までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第１号、第 10 項および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の３第 19 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第３項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 　ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月１日から再開設年または再設定年の９月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因と

改訂後	改訂前
または非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出される場合において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の９月 30 日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。	なった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の９月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。
(2)　非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が添付されている場合を除き、当金庫および他の金融商品取引業者等に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。	(2)　非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当金庫および証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
(3)　申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に規定する「非課税口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。	(3)　申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。
(4)　当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第 12 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ①～②（略）	(4)　当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ①～②（略）
(5)　申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定（特定累積投資勘定のうち、申込者がその年１月１日において 18 歳未満である年および出生した日の属する年の各年において設けられる勘定（以下「未成年者特定累積投資勘定」といいます。）を除きます。以下、この項および下記(6)において同じ。）および特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月１日から設定年の９月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 19 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に株式投資信託受益権（租税特別措置法第 37 条の 14 第１項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。	(5)　申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月１日から設定年の９月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に株式投資信託受益権（租税特別措置法第 37 条の 14 第１項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。
(6)　当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書」を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を廃止し、申込者に租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第 11 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。	(6)　当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書」を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を廃止し、申込者に租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第９号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
(7)　当金庫は、その年１月１日において 18 歳以上の申込者から「非課税口座開設届出書」、既に当金庫以外の金融商品取引業者等において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」、	(7)　当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、原則として、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、申込者からの投資信託の募集

改訂後	改訂前
もしくは既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」の提出を受けた場合、当該届出書の提出を受けた日に非課税口座に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を、その年１月１日において18歳未満の申込者から「非課税口座開設届出書」、もしくは「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書（非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類に限ります。）」の提出を受けた場合、当該届出書の提出を受けた日に非課税口座に未成年者特定累積投資勘定を設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または当該勘定の設定ができる旨等の提供があった日まで、申込者からの投資信託の取得の申込み等を受け付けないこととといたします。	または買付の申込み等を受け付けないこととといたします。 当金庫は、その年１月１日において18歳以上の申込者から「非課税口座開設届出書」、既に当金庫以外の金融商品取引業者等において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」、もしくは既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」の提出を受けた場合、当該届出書の提出を受けた日に非課税口座に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を、その年１月１日において18歳未満の申込者から「非課税口座開設届出書」、もしくは「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書（非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類に限ります。）」の提出を受けた場合、当該届出書の提出を受けた日に非課税口座に未成年者特定累積投資勘定を設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または当該勘定の設定ができる旨等の提供があった日まで、申込者からの投資信託の取得の申込み等を受け付けないこととといたします。
(8)　当金庫がその年１月１日において18歳以上の申込者から「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、当該通知書または届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫に申込者の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、申込者からの投資信託の募集または買付の申込み等を受け付けないこととといたします。	(8)　2028年１月１日以後、当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当金庫は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫に申込者の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、申込者からの投資信託の募集または買付の申込み等を受け付けないこととといたします。
(9)　当金庫は、非課税口座を開設しようとする年の１月１日において18歳未満である申込者（その年において出生した申込者を含みます。）から「非課税口座開設届出書」の提出を受けないこととといたします。	（追加）
３．非課税管理勘定の設定 (1)（略） (2)　上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。	３．非課税管理勘定の設定 (1)（略） (2)　上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。
３の２．累積投資勘定の設定 (1)（略）	３の２．累積投資勘定の設定 (1)（略）

改訂後	改訂前
(2)　上記(1)の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、、「勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。	(2)　上記(1)の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。
３の３．特定累積投資勘定の設定 (1)　申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は 2024 年（未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027 年）以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 (2)　上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が提出された場合は、当該通知書または届出書の提出があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。	**３の３．特定累積投資勘定の設定** (1)　申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は 2024 年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 (2)　上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。
３の４．特定非課税管理勘定の設定 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は上記３の３の特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）と同時に設けられます。	**３の４．特定非課税管理勘定の設定** 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は上記３の３の特定累積投資勘定と同時に設けられます。
４．非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理（略）	**４．非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理（略）**
５．非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①（略） イ．非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に申込者が当金庫で取得の申込みにより取得し、その取得後直ちに非課税口座へ受け入れられ	**５．非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲** 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①（略） イ．非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に申込者が当金庫で募集または買付の申込みにより取得し、その取得後直ちに非課税口座へ受

改訂後	改訂前
るもの ロ．(略) ②～③（略）	け入れられるもの ロ．(略) ②～③（略）
５の２．累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲 (1)　当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託（租税特別措置法第37条の14第１項第２号ロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①（略） ②　租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第１号、第４号および第11号に規定する投資信託 (2)　累積投資勘定において、申込者が累積投資契約に基づいて取得する投資信託の取引については、当金庫は、販売および解約に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料（認定クラウド事業者利用料の実費相当額を除きます。）はいただきません。	**５の２．累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲** 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、原則として、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託（租税特別措置法第37条の14第１項第２号ロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①（略） ②　租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第１号、第４号および第11号に規定する投資信託 （追加）
５の３．特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲 (1)　当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託（租税特別措置法第37条の14第１項第２号ロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①　上記３の３．(2)に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（この項および下記22において「受入期間」といいます。）に受け入れる投資信託で、取得対価の額（購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。）の合計額が120万円（当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60万円）を超えないもの（次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じそれぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該投資信託を除きます。）	**５の３．特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲** 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、原則として、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託（租税特別措置法第37条の14第１項第２号ロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①　上記３の３．(2)に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れる投資信託で、取得対価の額（購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている募集または買付の申込みにより取得した投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が

改訂後	改訂前
イ．未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定　当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている投資信託の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超える場合	1,800万円を超えることとなるときにおける当該投資信託を除く。）
ロ．未成年者特定累積投資勘定　当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた投資信託の取得対価の額の合計額および当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている投資信託の購入の代価の額等の合計額が600万円を超える場合	（追加）
②　租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する投資信託	（追加） ②　租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する投資信託
5の4．特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲 (1)　当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①（略） イ．～ロ．（略） ②　租税特別措置法施行令第25条の13第30項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託 (2)　特定非課税管理勘定には、上記(1)①に掲げる投資信託を受け入れることができません。 ①～②（略）	**5の4．特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲** (1)　当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①（略） イ．～ロ．（略） ②　租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託 (2)　特定非課税管理勘定には、次の各号に定める投資信託を受け入れることができません。 ①～②（略）
6．非課税口座を通じた取引 (1)　その年1月1日において18歳以上の申込者が当金庫との間で行う、非課税口座に受け入れる投資信託に関する取引については、取引の都度、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。当該申込者より特にお申し出のない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、当該申込者が特定口座を開設されている場合に限ります。）。 なお、当該投資信託に関する取引を行う際に、当該申込者が当金庫に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、上記5、5の2、5の3（当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合を除きます。）または5の4の規定により非課税口座に受入れできない場合、当該受入れできない投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます（特定口座への受入れは、	**6．非課税口座を通じた取引** (1)　申込者が当金庫との間で行う、非課税口座に受け入れる投資信託に関する取引については、取引の都度、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。申込者より特にお申し出のない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限ります。）。 なお、当該投資信託に関する取引を行う際に、当金庫に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、以下の①から④に該当する場合、当該超過部分の投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます（特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限ります。）。 ①　上記5．①により非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が

改訂後	改訂前
当該申込者が特定口座を開設されている場合に限ります。）。	120 万円（上記５．②により受け入れる投資信託がある場合には、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超える場合 ② 上記５の２．①により累積投資勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が 40 万円を超える場合 ③ 上記５の３．①により特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合または当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている募集または買付の申込みにより取得した投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合 ④ 上記５の４．(1)①により特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が 240 万円を超える場合または同項①イ．もしくはロ．に該当する場合
(2) その年１月１日において 18 歳未満の申込者が当金庫との間で行う、非課税口座（未成年者特定累積投資勘定）に受け入れる投資信託に関する取引については、取引の都度、当該申込者または当該申込者の法定代理人が非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。当該申込者または当該申込者の法定代理人より特にお申し出のない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、当該申込者が特定口座を開設されている場合に限ります。）。 なお、当該投資信託に関する取引を行う際に、当該申込者または当該申込者の法定代理人が当金庫に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、上記５の３（当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合に限ります。）の規定により非課税口座に受入れできない場合には、当該資金で当該投資信託を特定口座または一般口座で受け入れることもできないことから、当該投資信託の取得資金は特定課税未成年者口座に戻入れさせていただきます。	
(3)（略）	(2)（略）
(4) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。以下、この項および下記(5)において同じ。）、未成年者特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合、2024 年（未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027 年）以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。分配金の再投資を停止する場合には、当金庫へお申し出ください。	(3) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合、2024 年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。分配金の再投資を停止する場合には、当金庫へお申し出ください。
①～②（略）	①～②（略）
イ．（略）	イ．（略）
ロ．特定累積投資勘定に当該他年分累積投資勘定で保有している投資信託と同一銘柄の投資信託を受け入れている場合、分配金再投資による追加取得分については、その年の特定累積投資勘定に受け入れます。ただし、上記５の３の規定により受入れできない場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。	ロ．特定累積投資勘定に当該他年分累積投資勘定で保有している投資信託と同一銘柄の投資信託を受け入れている場合、分配金再投資による追加取得分については、その年の特定累積投資勘定に受け入れます。ただし、上記(1)③に該当する場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。
③ 特定累積投資勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定累積投資勘定をいいます。）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしてい	③ 特定累積投資勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定累積投資勘定をいいます。）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしてい

改訂後	改訂前
る場合 分配金再投資による追加取得分については、その年の特定累積投資勘定に受け入れます。ただし、上記５の３の規定により受入れできない場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。	る場合 分配金再投資による追加取得分については、その年の特定累積投資勘定に受け入れます。ただし、上記(1)③に該当する場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。
④　未成年者特定累積投資勘定で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合 分配金再投資による追加取得分については、申込者がその年１月１日において 18 歳未満である場合には、その年の未成年者特定累積投資勘定、申込者がその年１月１日において 18 歳以上である場合には、その年の特定累積投資勘定に受け入れます。ただし、申込者がその年１月１日において 18 歳未満で、上記５の３の規定により受入れできない場合、同一決算日に支払われた分配金にかかる再投資は行われず、当該分配金の資金は特定課税未成年者口座へ受け入れます。また、申込者がその年１月１日において 18 歳以上で、上記５の３の規定により受入れできない場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。	（追加）
⑤　特定非課税管理勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定非課税管理勘定をいいます。）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合 分配金再投資による追加取得分については、その年の特定非課税管理勘定に受け入れます。ただし、上記５の４の規定により受入れできない場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。	④　特定非課税管理勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定非課税管理勘定をいいます。）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合 分配金再投資による追加取得分については、その年の特定非課税管理勘定に受け入れます。ただし、上記(1)④に該当する場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。
(5)　申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定または累積投資勘定において、2023 年 12 月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024 年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、当金庫へお申し出ください。	(4)　申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定または累積投資勘定において、2023 年 12 月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024 年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。
①　非課税管理勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約について イ．～ロ．（略）	①　非課税管理勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約について イ．～ロ．（略）
②　累積投資勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約について（略）	②　累積投資勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約について（略）
７．譲渡の方法（略）	**７．譲渡の方法（略）**
８．未成年者特定累積投資勘定の管理 未成年者特定累積投資勘定に記載または記録がされる投資信託は、申込者がその年の３月 31 日において 18 歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。	（新設）
①　当該投資信託の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該投資信託の申込者への返還（次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める移管または返還を除きます。）を行わないこと イ．申込者がその年の３月 31 日において 12 歳である年（以下「特定基準年」といいます。）の前年以前の各年　災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第	

改訂後	改訂前
31 項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該非課税口座および特定課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れがされる投資信託および金銭の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。） ロ．申込者の特定基準年以後の各年　イに定める移管または返還および申込者が当金庫に対し当該投資信託の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該投資信託の申込者への返還を依頼する旨、当該移管または返還の起因となる事由（申込者の教育費または生活費の支払いに充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出をした場合における当該移管または返還 ②　当該投資信託の上記７に規定する方法以外の方法による譲渡で租税特別措置法第 37 条の 11 第４項第１号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭の交付が、当金庫の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと ③　当該投資信託の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第４項の規定によりこれらの規定に規定する投資信託に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭を含みます。）または当該投資信託に係る配当等として交付を受ける金銭（投資信託に係る同法第９条の８第１項に規定する配当等で、当金庫が国内における同項に規定する支払いの取扱者ではないものおよび上記②に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭で、その交付が当金庫の営業所を経由して行われないものを除きます。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れすること	
９．非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止 上記８に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座および当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止いたします。	（新設）
１０．非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知 (1)（略） (2)　申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第４項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第１号、第４号および第 11 号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項第１号、第４号および第 11 号に規定する事由により取得する投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。	**８．非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知** (1)（略） (2)　申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第４項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第１号、第４号および第 11 号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項第１号、第４号および第 11 号に規定する事由により取得する投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

改訂後	改訂前
(3)　申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第４項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、下記(4)に規定するもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第１号、第４号および第 11 号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項第１号、第４号および第 11 号に規定する事由により取得する投資信託で、特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。 (4)　申込者が基準年の前年 12 月 31 日までに、未成年者特定累積投資勘定から投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項第１号、第４号および第 11 号に規定する事由により取得する投資信託で、未成年者特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、未成年者特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。 (5)　申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第４項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項において準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。 **１１．非課税管理勘定終了時の取扱い（略）**	(3)　申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第４項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第１号、第４号および第 11 号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項第１号、第４号および第 11 号に規定する事由により取得する投資信託で、特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。 (4)　申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第４項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。 （追加） **９．非課税管理勘定終了時の取扱い（略）**

改訂後	改訂前
１１の２．累積投資勘定終了時の取扱い（略）	９の２．累積投資勘定終了時の取扱い（略）
（削除）	１０．累積投資勘定を設定した場合の所在地確認 当金庫は、申込者から提出を受けた上記２．(1)の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録がされている申込者の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（申込者が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後５年を経過した日ごとの日をいいます。）から１年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内に申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者から、出国をした日から当該１年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ①　当金庫が申込者から租税特別措置法施行規則第18条の15の３第６項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合　当該住所等確認書類に記載または記録がされている当該基準経過日における氏名および住所 ②　当金庫から申込者に対して書類を郵送し、当該書類に申込者が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出された場合　申込者が当該書類に記載した氏名および住所
１２．特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認 (1)　当金庫は、申込者が当金庫に開設する非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下、この条において同じ。）を設定している場合において、当金庫の定める方法により、申込者の所在地の変更有無を定期的に確認いたします。	１１．特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認 (1)　当金庫は、申込者から提出を受けた上記２．(1)の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録がされている申込者の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（申込者が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後５年を経過した日ごとの日をいいます。）から１年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内に申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者から、出国をした日から当該１年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ①　当金庫が申込者から租税特別措置法施行規則第18条の15の３第６項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合　当該住所等確認書類に記載または記録がされている当該基準経過日における氏名および住所

改訂後	改訂前
	② 当金庫から申込者に対して書類を郵送し、当該書類に申込者が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出された場合　申込者が当該書類に記載した氏名および住所
(2) 上記(1)の場合において、当金庫の定める一定期間内に申込者の所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してから申込者の所在地の確認ができるまでの間、申込者の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への投資信託の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に掲げる事由による投資信託の受入れを除きます。）。	(2) 上記(1)の場合において、確認期間内に申込者の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（上記(1)ただし書の規定の適用がある申込者を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、申込者の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、上記(1)各号のいずれかの方法により申込者の氏名および住所を確認できた場合または申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。
(3) 上記(1)および(2)の場合において、申込者の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への投資信託の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。	(追加)
１３．特定課税未成年者口座の設定 申込者がその年１月１日において 18 歳未満である年または出生した年において、特定課税未成年者口座（申込者が当金庫の営業所に開設している預金口座で、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、非課税口座と同時に設けられます。	(新設)
１４．課税管理勘定における処理 申込者がその年１月１日において 18 歳未満である年または出生した年において、金銭の預入れは、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき預入れがされる金銭につき、当該預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。	(新設)
１５．課税管理勘定の金銭等の管理 特定課税未成年者口座に預入れがされる金銭は、申込者の基準年の前年12月31日までは、当該金銭の当該特定課税未成年者口座からの払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。）をすることはできません。 ① 申込者の特定基準年の前年以前の各年　非課税口座に記載または記録がされる投資信託の取得のためにする払出しおよび当該投資信託につき災害等による払出し（非課税口座に記載または記録がされる投資信託につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭の払出しをいいます。以下同じ。）がされる場合の当該金銭の払出し ② 申込者の特定基準年以後の各年　①に定める払出しおよび申込者が当金庫に対し当該投資信託の当該金銭の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由（申込者の教育費または生活費の支払いに充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出をした場合における当該払出し	(新設)

改訂後	改訂前
１６．非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止 上記 15 に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座および当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止いたします。	（新設）
１７．契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い 申込者の基準年の前年 12 月 31 日までに契約不履行等事由（上記８または上記 15 に掲げる要件に該当しない事由が生じたことまたは非課税口座もしくは特定課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるものおよび出国による非課税口座の廃止を除きます。）をしたことをいいます。以下、この条において同じ。）が生じた場合には、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。 ①　当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払いを受けるべき投資信託の配当等については、租税特別措置法第９条の８第１項第３号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該投資信託の配当等の支払いがあったものとみなして課税いたします。 ②　当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた投資信託の譲渡益については、租税特別措置法第 37 条の 14 第１項および第２項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該投資信託の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。 ③　当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該投資信託の他の保管口座への移管または申込者への返還がされた投資信託については、当該移管または返還があった時における含み益について課税いたします。 ④　当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている投資信託については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。	（新設）
１８．非課税口座および特定課税未成年者口座における入出金の処理 (1)　申込者が 18 歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引に係る入金および特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、申込者本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。 ①　申込者名義の預貯金口座からの入金 ②　現金での入金（依頼人が申込者または申込者の法定代理人である場合に限ります。） (2)　申込者の基準年の前年 12 月 31 日までに、申込者が特定課税未成年者口座から出金を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 ①　申込者名義の預金口座への出金	（新設）

改訂後	改訂前
② 現金での引出（窓口で行うものに限ります。） (3) 上記(2)各号に定める出金を行うことができる者は、申込者または申込者の法定代理人に限ることとします。 (4) 申込者の法定代理人が上記(2)各号の出金(租税特別措置法第37条の14第５項第６号ホ(１)(ⅱ)に規定する他の保管口座への投資信託の移管もしくは返還または同項第 10 号ロ(２)に規定する払出し（災害等による返還等を除きます。）に限ります。)を行う場合には、当金庫は当該出金に関して申込者の同意がある旨を確認することとします。 (5) やむを得ない事由により、上記(4)に定める同意を確認できない場合には、当金庫は当該出金に係る金銭が申込者本人のために用いられることを確認することとします。 (6) 申込者本人が上記(2)②に定める出金を行う場合には、申込者の法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。	
１９．代理人による取引の届出 (1) 申込者の代理人が、非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当金庫に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。 (2) 申込者が上記(1)により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。 (3) 申込者の法定代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行っている場合において、申込者が成年に達した後も当該法定代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 (4) 申込者の法定代理人以外の者が上記(1)の代理人となる場合には、上記(1)の届出の際に、当該代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人は申込者の二親等内の者に限ることとします。 (5) 申込者の法定代理人以外の代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座において取引を行っている場合において、申込者が成年に達した後も当該代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。	（新設）
２０．法定代理人の変更 申込者の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当金庫に届出を行っていただく必要があります。	（新設）
２１．申込者が 12 歳を迎えた場合の取引残高の通知 申込者がその年１月１日において 12 歳の年を迎えた場合には、当金庫は、非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高を申込者本人に通知いたします。	（新設）
２２．申込者が成年を迎えた場合の通知	（新設）

改訂後	改訂前
申込者がその年１月１日において 18 歳の年を迎えた場合には、当金庫は、同年１月１日付で申込者の開設している非課税口座が 18 歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時点の非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高ならびに次に掲げる事項を申込者本人に通知いたします。 ①　同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受け入れることができる投資信託の取得対価の合計額の上限が、60 万円から 120 万円に変更されること。 ②　同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること。 ③　非課税保有限度額の上限が、600 万円から 1,800 万円（うち特定非課税管理勘定に係る上限は 1,200 万円）に変更されること。	
２３．届出事項の変更 「非課税口座開設届出書」の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく「非課税口座異動届出書」を当金庫にご提出いただくものとします。	**１２．届出事項の変更** 「非課税口座開設届出書」の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく「非課税口座異動届出書」を当金庫にご提出いただくものとします。
２４．契約の終了 次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。 ①　申込者または法定代理人が当金庫に対して「非課税口座廃止届出書」を提出した場合　当該提出日 ②　非課税口座等廃止事由または特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合　申込者が当金庫に対して「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日 ③～⑦（略）	**１３．契約の終了** 次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。 ①　申込者が当金庫に対して「非課税口座廃止届出書」を提出した場合　当該提出日 （追加） ②～⑥（略）
２５．免責事項 申込者が上記 23 の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益および損害については、当金庫はその責を負いません。	**１４．免責事項** 申込者が上記１３．の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益および損害については、当金庫はその責を負いません。
２６．合意管轄（略）	**１５．合意管轄（略）**
２７．個人番号未告知口座の取扱い（略）	**１６．個人番号未告知口座の取扱い（略）**
２８．約款の変更（略）	**１７．約款の変更（略）**
（２０２７年1月４日改訂）	（２０２４年1月１日改訂）

未成年者口座および課税未成年者口座約款について

（下線部分が追加・変更箇所）

改訂後	改訂前
第１章　総則	第１章　総則
１．約款の趣旨（略）	１．約款の趣旨（略）
第２章　未成年者口座の管理	第２章　未成年者口座の管理
２．「未成年者口座開設届出書」の提出 申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。	２．未成年者口座開設届出書等の提出 (1)　申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の原則 11 月末までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の２第５項第１号および同条第 12 項に基づき未成年者非課税適用確認書の交付申請や当金庫における未成年者口座開設に必要となる各種帳票類ならびに「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第３項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 22 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の９月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。 なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。 また、未成年者非課税適用確認申請に必要となる帳票の記載事項を所轄税務署に提供してから、当金庫に回答があるまでには、１～２週間程度を要します。 (2)　当金庫に未成年者口座を開設している申込者は、当金庫または証券会社もしくは他の金融機関等に、未成年者口座開設に必要となる各種帳票類または租税特別措置法第 37 条の 14 第６項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、申込者がその年の１月１日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに提出されるものに限ります。）を提出することはできません。 (3)　申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。 (4)　申込者がその年の３月 31 日において 18 歳である年（以下「基準年」といいます。）の

改訂後	改訂前
	前年 12 月 31 日までに、当金庫に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第８項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間に申込者が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。 (5)　当金庫が「未成年者口座廃止届出書」（申込者がその年１月１日において 19 歳である年の９月 30 日までに提出がされたものに限り、申込者が１月１日において 19 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当金庫は申込者に租税特別措置法第 37 条の 14 の２第５項第８号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。
３．継続管理勘定の設定 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる投資信託につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から 2028 年までの各年（申込者がその年の１月１日において 18 歳未満である年に限ります。）の１月１日に設けられます。	（新設）
（削除）	**３．非課税管理勘定および継続管理勘定の設定** (1)　未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の１４．から１６．、１８．および２４．(1)を除き、以下同じ。）（以下「投資信託」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016 年から 2023 年までの各年（申込者がその年の１月１日において 20 歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の１月１日に設けられます。 (2)　上記(1)の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当金庫に申込者の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 (3)　未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる投資信託につき、当該記載または記録を他の

改訂後	改訂前
	取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から2028 年までの各年(申込者がその年の１月１日において 20 歳未満である年に限ります。)の１月１日に設けられます。
４．非課税管理勘定および継続管理勘定における処理 未成年者口座における投資信託の振替口座簿への記載または記録は、当該記載または記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の１５．から１７．、１９．および２５．(1)を除き、以下同じ。）（以下「投資信託」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）または継続管理勘定において処理いたします。	**４．非課税管理勘定および継続管理勘定における処理** 未成年者口座における投資信託の振替口座簿への記載または記録は、当該記載または記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。
５．未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲 (1) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。 ①（略） ② 租税特別措置法施行令第25 条の13 の８第４項により読み替えて準用する同条第３項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の１月１日から５年を経過する日（以下「５年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託 ③（略） (2)（略）	**５．未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲** (1) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。 ①（略） ② 租税特別措置法施行令第25 条の13 の８第４項により読み替えて準用する同条第３項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の１月１日から５年を経過する日（以下「５年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託（この場合、５年経過日の属する年の原則11 月末までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。） ③（略） (2)（略）
６．譲渡の方法（略）	**６．譲渡の方法（略）**
７．継続管理勘定等への移管 (1) 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る５年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る投資信託を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。 (2) 上記(1)の場合において、申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第 12 項第３号に規定する書面を５年経過日の属する年の原則 11 月末までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、下記８．(1)①および８．(2)の規定によることとします。	（新設）
８．課税未成年者口座等への移管 (1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱い	**７．課税未成年者口座等への移管** (1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱い

改訂後	改訂前
となります。 ① 非課税管理勘定に係る５年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る投資信託（上記５．(1)①ロもしくは②、５．(2)①もしくは②または７．(1)の移管がされるものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ～ロ（略） ②（略） (2)（略）	となります。 ① 非課税管理勘定に係る５年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る投資信託(上記５．(1)①ロもしくは②または５．(2)①もしくは②の移管がされるものを除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ～ロ（略） ②（略） (2)（略）
９．非課税管理勘定および継続管理勘定の管理 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる投資信託は、申込者がその年の３月 31 日において 18 歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第８項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）を除き、当該投資信託の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該投資信託に係る有価証券の申込者への返還を行わないこと。 ②～③（略）	~~８．~~非課税管理勘定および継続管理勘定の管理 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる投資信託は、基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害等による返還等を除き、当該投資信託の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該投資信託に係る有価証券の申込者への返還を行わないこと。 ②～③（略）
１０．未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 (1) 上記８．もしくは９．に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 (2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の１月１日から５年を経過する日の翌日 ② 申込者がその年の１月１日において 18 歳である年の１月１日 ③ 2026 年１月１日	９．未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 上記７．もしくは８．に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 （追加）
１１．未成年者口座内投資信託の払出しに関する通知（略）	１０．未成年者口座内投資信託の払出しに関する通知（略）
１２．出国時の取扱い (1) 申込者が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当金庫に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法その他関係法令の規定により「出国移管依頼書」のご提出をい	１１．出国時の取扱い (1) 申込者が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、租税特別措置法その他関係法令の規定により出国移管依頼書を当金庫にご提出いただくものと

改訂後	改訂前
ただくものとします。 (2)　当金庫が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、当該出国の時に、申込者の未成年者口座に係る未成年者口座内投資信託の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 (3)　当金庫が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、申込者が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の５第２項第２号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当金庫に同令第 25 条の 13 の８第 12 項第６号に規定する「未成年者帰国届出書」の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への投資信託の受入れは行いません。	します。 (2)　当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、申込者の未成年者口座に係る未成年者口座内投資信託の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 (3)　当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、申込者が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の５第２項第２号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当金庫に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 10 項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への投資信託の受入れは行いません。
第３章　課税未成年者口座の管理	**第３章　課税未成年者口座の管理**
１３．課税未成年者口座の設定（略）	**１２．課税未成年者口座の設定（略）**
１４．課税管理勘定における処理（略）	**１３．課税管理勘定における処理（略）**
１５．譲渡の方法（略）	**１４．譲渡の方法（略）**
１６．課税管理勘定での管理（略）	**１５．課税管理勘定での管理（略）**
１７．課税管理勘定の金銭等の管理 課税未成年者口座に記載または記録がされる投資信託および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、申込者の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。 ①（略） ②　当該投資信託の１５．に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと イ～ホ（略） ③（略）	**１６．課税管理勘定の金銭等の管理** 課税未成年者口座に記載または記録がされる投資信託および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、申込者の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。 ①（略） ②　当該投資信託の１４．に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと イ～ホ（略） ③（略）
１８．未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 (1)　上記１６．もしくは１７．に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 (2)　次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 ①　非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日	~~**１７．未成年者口座および課税未成年者口座の廃止**~~ 上記１５．もしくは１６．に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 （追加）

改訂後	改訂前
の属する年の１月１日から５年を経過する日の翌日 ②　申込者がその年の１月１日において 18 歳である年の１月１日 ③　2026 年１月１日	
１９．重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合の取扱い（略）	１８．重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合の取扱い（略）
２０．出国時の取扱い 申込者が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第３章（１５．および１９．を除く。）の適用があるものとして取り扱います。	１９．出国時の取扱い 申込者が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第３章（１４．および１８．を除く。）の適用があるものとして取り扱います。
第４章　口座への入出金	第４章　口座への入出金
２１．課税未成年者口座への入出金処理（略）	２０．課税未成年者口座への入出金処理（略）
第５章　代理人による取引の届出	第５章　代理人による取引の届出
２２．代理人による取引の届出 (1)～(2)（略） (3)　申込者の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、申込者が成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。	２１．代理人による取引の届出 (1)～(2)（略） (3)　申込者の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、申込者が 20 歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
２３．法定代理人の変更（略）	２２．法定代理人の変更（略）
第６章　その他の通則	第６章　その他の通則
２４．取引残高の通知（略）	２３．取引残高の通知（略）
（削除）	２４．未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示 (1)　申込者が受入期間内に当金庫との間で行う、未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れる範囲の投資信託（未成年者口座への受入れである場合には、上記３．(1)に規定する投資信託をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、上記１３．に規定する投資信託をいいます。）に関する取引に関しては、取引の都度、未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。 (2)　申込者が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の投資信託を保有し

改訂後	改訂前
	ている場合であって、未成年者口座で保有している投資信託を換金するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者から特にお申出がない場合には、先に取得したものから換金することとさせていただきます。
２５．課税未成年者口座を通じた取引 (1)　申込者が受入期間内に当金庫との間で行う、課税未成年者口座に受け入れる範囲の投資信託（上記１４．に規定する投資信託をいいます。）に関する取引に関しては、取引の都度、課税未成年者口座への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。 (2)　申込者が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の投資信託を保有している場合であって、未成年者口座で保有している投資信託を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者から特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。 (3)　申込者が、当金庫に開設した未成年者口座に設けられた非課税管理勘定で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合、2024 年以降、分配金再投資による追加取得分については、課税未成年者口座に受け入れます。分配金の再投資を停止する場合には、当金庫へお申し出ください。 (4)　申込者が、当金庫に開設した未成年者口座に設けられた非課税管理勘定において、2023 年 12 月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024 年以降、課税未成年者口座を利用した定時定額購入取引に係る契約として取り扱わせていただきます。定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、当金庫へお申し出ください。	（新設）
２６．基準年以降の手続き等（略）	**２５．基準年以降の手続き等（略）**
２７．非課税口座のみなし開設 (1)　2024 年から 2027 年までの各年（その年１月１日において申込者が 20 歳である年に限ります。）の１月１日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第１号に規定する非課税口座が開設されます。 (2)　上記(1)の場合には、申込者がその年１月１日において 18 歳である年の同日において、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第１号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で同項第６号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。	**２６．非課税口座のみなし開設** (1)　2017 年から 2023 年までの各年（その年１月１日において申込者が 20 歳である年に限ります。）の１月１日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第１号に規定する非課税口座が開設されます。 (2)　上記(1)の場合には、申込者がその年１月１日において 20 歳である年の同日において、当金庫に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第６号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第１号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で非課税上場株式等管理契約（同項第２号に規定する非

改訂後	改訂前
	課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。
２８．届出事項の変更 「未成年者口座開設届出書」の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく未成年者口座異動届出書を当金庫にご提出いただくものとします。	**２７．届出事項の変更** 未成年者口座開設届出書の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく未成年者口座異動届出書を当金庫にご提出いただくものとします。
２９．契約の終了 次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。 ①～②（略） ③　上記１８．(2)に掲げる日において未成年者口座を開設している場合　租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 20 項第２号の規定により申込者が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ④　申込者が当金庫に対して「未成年者出国届出書」を提出した場合　出国日 ⑤　申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（申込者が出国の日の前日までに上記１２．(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の１月１日前に出国した場合を除きます。）　租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑥　申込者が出国の日の前日までに上記１２．(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の１月１日において申込者が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに上記１２．(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合　その年の１月１日において申込者が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 ⑦　申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　当該未成年者口座開設者が死亡した日 ⑧（略）	**２８．契約の終了** 次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。 ①～②（略） （追加） ③　申込者が当金庫に対して未成年者出国届出書を提出した場合　出国日 ④　申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（申込者が出国の日の前日までに上記１１．の出国移管依頼書を提出して、基準年の１月１日前に出国した場合を除きます。）　租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第 20 項に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日） （追加） ⑤　申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、未成年者口座開設者死亡届出書の提出があった場合　当該未成年者口座開設者が死亡した日 ⑥（略）
３０．免責事項（略）	**２９．免責事項（略）**
３１．合意管轄（略）	**３０．合意管轄（略）**
３２．約款の変更（略）	**３１．約款の変更（略）**
（2027.1.4 改訂）	（2020.2.10 改訂）

以　上